

令和8年度 全国がん登録説明会 ～第2部～

新任者向け説明

宮城県立がんセンター 宮城県がん登録室

本日の内容

- 全国がん登録の概要
- 届出の流れ
- 全国がん登録における個人情報の保護
- 令和8年度の予定

全国がん登録の概要

全国がん登録とは

がんと診断されたすべての人のデータを国でひとつにまとめて集計・分析する仕組みで、がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握・分析調査研究を推進し、がん対策の推進に役立てることを目的として実施しています。

この仕組みは、がん登録等の推進に関する法律(がん登録推進法)で定められており、すべての病院及び指定診療所は、原発性のがんについて初回の診断が行われたときは、宮城県知事へ届け出ることが義務付けられています。

全国がん登録の流れ

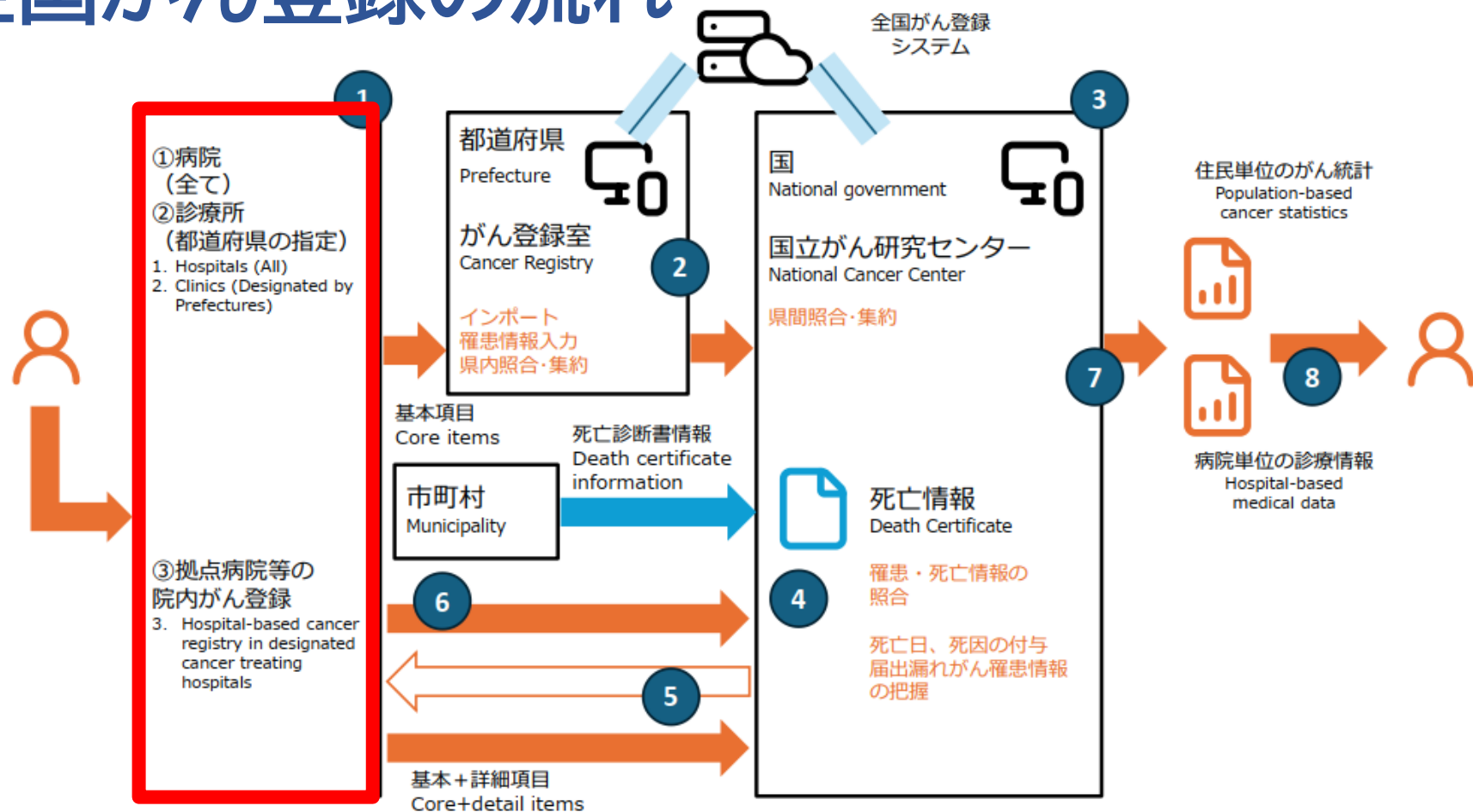


図2 国と都道府県の実務作業役割分担 (法の条文との対応)

- 1: 病院等からの届出 2: 届出罹患情報の審査及び整理 (第8条) 3: 都道府県整理情報の審査及び整理 (第9条) 4: 死亡者情報票の照合 (第12条) 5: 死亡者新規がん情報に関する通知 (第14条)
- 6: 5の通知に基づく情報の取得と入力 7: 全国がん登録情報の確定 8: 情報の利用及び提供 (第3節)

届出の流れ

担当者がまず確認すること

□接続環境

GTOL(がん登録オンラインシステム)に接続できるパソコンの準備が必要です。

要件等は国立がん研究センターのホームページをご確認ください。

https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/registration_hospital/e-rep/online.html

□抽出方法

届出対象者の抽出には、カルテを見て情報を収集する必要があります。

自施設の状況にあった抽出方法を確認してください。

□入力方法

届出対象情報の入力方法は大きく分けて2つあります。

a. Webフォームへの直接入力

b. がん登録専用ソフト等を使って入力する方法

□提出方法

提出方法は2種類あります。

a. GTOL(がん登録オンラインシステム)で提出

b. GTS(がん登録共通届出システム)で提出

□マニュアルの入手

・全国がん登録届出マニュアル2026

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001684582.pdf>

・GTOLのご利用に関する資料

https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/registration_hospital/e-rep/online/materials.html

届出の流れ

1. 届出対象者抽出

どのようながん・患者が対象か？
どのように抽出すればよいか？
対象者がいない場合はどうするのか？

2. 届出情報の作成

どのように作成するのか？
収集する項目はなにがあるのか？

3. 届出情報の提出

提出方法はなにか？

1.届出対象者抽出

- ◆ 届出対象の範囲
- ◆ 届出の必要な「がん」の種類
- ◆ 届出の必要な患者
- ◆ 届出対象か迷う場合
- ◆ 届出対象者がいない場合

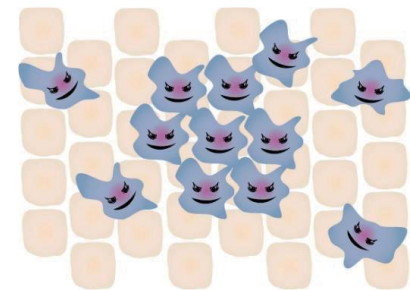
届出対象の範囲

届出年の前年に初めてがんと診断又は治療等の診療行為が行われた患者

(例) 2026年の届出対象は2025年1月1日～12月31日の期間に初めてがんと診断又は、治療等の診療行為が行われた患者

「がん」とは

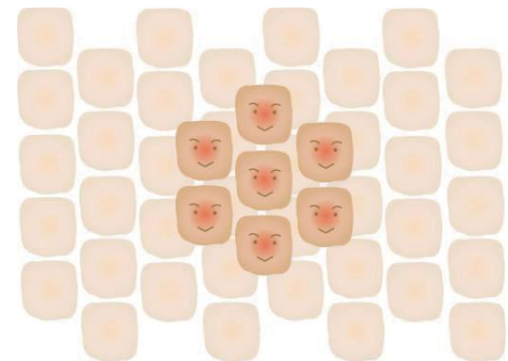
- 悪性新生物の総称を「がん」 英語で「Cancer」
- 「悪性腫瘍」ともいう
- 遺伝子異常の蓄積による細胞の異常な増殖
- 自分たちで勝手に増殖を始め、コントロールできない(自律性増殖)
- 周囲に浸み込むように広がる(浸潤する)
- 離れたところに飛んでいく(転移する)
- 何らかの方法で取り除かない限り、もとに戻ることはない



参考：全国がん登録 都道府県実務者研修(初級)より

良性腫瘍とは

- 増殖のスピードはゆっくり
- 周囲を圧迫するように広がるが、浸み込むような広がり方はしない(浸潤しない)
- 離れたところに飛んでいくことはない(転移しない)



「がん」の種類

体の表面や、管腔臓器の粘膜を構成するものなどの空気や液体の通り道

カルチノーマ

- **癌**(carcinoma)・・・**上皮組織**から発生するもの

例 胃癌、肺癌、乳癌、皮膚癌 など 悪性腫瘍の9割を占める



ザルコーマ

- **肉腫**(Sarcoma)・・・**骨、軟骨、筋肉、脂肪**などに由来するもの

例 骨肉腫、軟骨肉腫、脂肪肉腫など



- **その他**・・・**血液(血球)やリンパ球**をつくる細胞に由来するものなど

例 白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫など



届出の必要な「がん」の種類

以下の原発性の悪性腫瘍その他の政令で定める疾病が届出対象です。

1. 悪性新生物及び上皮内がん

例) ○○癌、○○上皮内癌、○○肉腫、悪性○○腫瘍、転移性○○腫瘍、白血病、多発性骨髄腫

2. 髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍(良性・良悪不詳も含む。)

例) 脳腫瘍、髄膜種、下垂体腺腫

3. 卵巣腫瘍(次に掲げるものに限る。)

- ・境界悪性漿液性乳頭状のう胞腫瘍
- ・境界悪性漿液性のう胞腺腫
- ・境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍
- ・境界悪性乳頭状のう胞腺腫
- ・境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫
- ・境界悪性粘液性のう胞腫瘍
- ・境界悪性明細胞のう胞腫瘍

4. 消化管間質腫瘍(GIST)

がん登録の対象となるICD-10コード

(2019年3月13日更新)

ICD-10コード	部位	名称	標準病名集に存在する病名
C00._ ~ C97	—	悪性新生物	—
D00._ ~ D09._	—	上皮内癌	—
D18.0	頭蓋内	頭蓋内血管腫	頭蓋内血管腫
D18.1	—	リンパ管腫	リンパ管腫
D32._	→	髄膜の良性腫瘍	—
D33._	→	脳および中枢神経系の良性腫瘍	—
D35.2 ~ D35.4	→	下垂体、頭蓋咽頭管、松果体の良性腫瘍	—
D42._ ~ D43._	→	脳および中枢神経系の性状不詳腫瘍	—
D44.3 ~ D44.5	→	下垂体、頭蓋咽頭管、松果体の性状不詳腫瘍	—
D45	—	真性多血症	—
D46._	—	MDS	—
D47.1	—	慢性骨髄増殖性疾患	骨髄増殖性疾患
D47.3	—	本態性血小板血症	本態性血小板血症
D47.4	—	骨髄線維症	—
D47.5	—	慢性好酸球性白血病	—
D47.7	—	リンパ組織・造血器の性状不詳腫瘍	—
D47.9	—	リンパ組織・造血器の性状不詳腫瘍	なし

コード末尾の「_」は、0～9のいずれかの数字が入ることを示す。

→ は、右の名称にある部位が対象であることを示す。

← は、左のコード・名称について、細分された名称が標準病名集に収録されていることを示す。

(国立がん研究センター 病院等におけるがん登録運用マニュアル)

表にない卵巣腫瘍と消化管間質腫瘍(GIST)については、病名や病理診断から該当するものを抽出してください。

届出の必要な患者

届出マニュアル
6 ページ

当該病院等における初回の診断が行われた患者

初回の診断とは

・当該病院等において、入院・外来を問わず自施設で初診し、「がん」として行った初めての診断や治療等の診療行為のこと。

診療行為とは

- ・必ずしも病理学的な確定診断を要さず、画像診断、血液診断、尿検査、肉眼的診断、及び臨床診断を含みます。
- ・ターミナルケアや経過観察だけの場合も含まれます。

※転移又は再発の段階で、自施設に初診し診療行為を行った場合も届出が必要です。

パターン例

対象年に初めて、診断、治療、経過観察をしたときに届出が必要です。

対象年に

自施設で初めてがんと診断したとき

自施設で初めてがんの治療(診療)をしたとき

自施設で初めて経過観察をしたとき

自施設の死亡診断書で初めてがんと診断したとき

2026年度(令和8年度)の届出対象者は、
2025年(令和7年)に、初めてがんと診断又は、
治療等の診療行為(経過観察含む)が行われた患者。

A病院

B病院

C病院

診断・治療・観察等を行いながら経過

	受診	検査	診断	治療	経過観察	死亡
例1	がんの初診					
例2	がんの初診		届出対象			
例3	がんの初診			届出対象		
例4	がんの初診		届出対象	がんの初診 届出対象		
例5	がんの初診		届出対象	がんの初診 届出対象	がんの初診 届出対象	
例6						がんと記載 届出対象

届出対象か迷う場合

宮城県がん登録室

宮城県知事の指定を受け、平成31年4月1日より宮城県がん登録室を設置し、全国がん登録に関する業務を行っております。届出の受理や処理、集計、公表、届出に役立つ資料の提供や説明会を開催し、詳細な情報の提供に努めております。
全国がん登録に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

お問い合わせ先

宮城県がん登録室
電話 : 022-796-3624 (直通)
FAX : 022-796-3634
E-mail : registry@miyagi-pho.jp
受付時間
全国がん登録に関すること : 平日の午前9時から午後5時まで
がん登録情報の利用に関すること : 平日の午前8時30分から午後4時30分まで

[市町村がん登録情報活用支援事業についてはこちらをクリック>](#)

[全国がん登録の届出について >](#) [お問合せ番号等の登録・変更について >](#)

[届出に役立つ資料 >](#) [説明会・講習会・窓口相談・出張支援 >](#)

当室の「全国がん登録に関するQ&A」をご参照ください。

それでもご不明な場合は、当室までお問い合わせください。

Q3-5) 外来通院のみの症例は届出対象でしょうか？

全国がん登録は、入院、外来を問わず、届出の対象となります。次の例も参考にしてください。

- ① 経過観察のみでの外来通院 …届出対象
- ② 放射線治療のみでの外来通院…届出対象
- ③ 人間ドックや健康診断（自施設で精密検査なし）…対象外

届出対象者がいない場合

全がん様式 1-1

令和 年 月 日

地方独立行政法人宮城県立病院機構
宮城県立がんセンター
総長 山田 秀和 様

医療機関名
管理者氏名

全国がん登録届出対象情報の提出について
「がん登録等の推進に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり全国がん登録届出対象情報を提出します。

記

1 届出件数
____年診断症例 ____件

2 届出形式・媒体
 がん登録オンラインシステム (GTOL)
 がん登録共通届出システム (GTS)
 その他 ()
 提出媒体等なし (届出件数0件)

3 届出担当者
部署名 _____
担当者名 _____

-----登録室処理欄、以下は記入しないでください。-----

備考	処理	番号	受付
	専 管		

20250401

全がん様式1-1に0件と記入
いただき、ご提出ください。

2.届出情報の作成

①患者基本情報

項目番号	項目名
1	病院等の名称
2	診療録番号
3	カナ氏名
4	氏名
5	性別
6	生年月日
7	診断時住所

① 患者基本情報

重要な項目です。正しい情報を入力してください。

当室では、県内のすべての届出を審査し、同一人物の同じがんは一つのデータにまとめています。患者基本情報に誤りがあると、本来同一人物と扱うべきデータが別人として登録される恐れがあり、宮城県の正確な集計値に影響を及ぼすことにもなりますので、入力の際はお間違いのないようご注意ください。

また、改姓、改名、転居等があった場合は、各施設で把握している最新の情報が同一人物の名寄せに役立ちますので、可能な範囲で入力をお願いいたします。

<患者基本情報の入力注意点>

届出項目名	×入力誤り例	改姓、改名、転居等の対応
カナ氏名	ズとヅ、カマタとカマダ など	<ul style="list-style-type: none"> ・最新のカナ氏名を入力。 ・がんの診断時点のカナ氏名が異なる場合は、その情報を備考欄へ入力。
氏名	阿部と安部、菊池と菊地 など	<ul style="list-style-type: none"> ・最新の氏名を入力。 ・がんの診断時点の氏名が異なる場合は、その情報を備考欄へ入力。
性別	取違い 1…男性、2…女性	
生年月日	1と7、S10とH10 など	
診断時住所	西中田と中田、1丁目と4丁目、198-13と189-13 など	<ul style="list-style-type: none"> ・がんの診断時点の住所を入力。 ・最新の住所が異なる場合は、最新住所を備考欄へ入力。

②腫瘍情報

項目番号	項目名	
8	側性	} ・体のどこに どんな種類のがんが できたのか。
9	原発部位	
10	病理診断	
11	診断施設	} ・どこでどんな検査で、がんを 診断されたか。 ・初回治療はどこで行ったか。 ・がんが見つかった経緯は。
12	治療施設	
13	診断根拠	
14	診断日	
15	発見経緯	
16	進展度・治療前	} ・がんの進み具合は どの程度か。
17	進展度・術後病理学的	

③初回の治療情報、その他

項目番号	項目名
18	外科的治療の有無
19	鏡視下治療の有無
20	内視鏡的治療の有無
21	外科的・鏡視下・内視鏡的治療の範囲(観血的治療)
22	放射線療法の有無
23	化学療法の有無
24	内分泌療法の有無
25	その他の治療の有無
26	死亡日
番号なし	備考

- ・そのがんに対して自施設でどんな治療をしたのか。
- ・手術した場合、がんは取りきれたのか。

自施設での死亡日

同一人物の照合(名寄せ)に役立つ情報など

3.届出情報の提出

- がん登録オンラインシステムにて提出
または
- がん登録共通届出システムにて提出
- 全がん様式1-1を提出
全施設必須

全国がん登録における個人情報の保護

病院等における個人情報は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(厚生労働省)」に基づいて、適切に取り扱うことが求められておりますが、がん情報については、別途、がん登録推進法において個人情報の保護について規定されています。

医療・介護関係事業者における
個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス

平成29年4月14日
(令和7年4月一部改正)
個人情報保護委員会
厚生労働省

法律第百十一号（平二五・一二・一三）

◎がん登録等の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 全国がん登録

第一節 全国がん登録データベースの整備（第五条）

第二節 情報の収集、記録及び保存等（第六条―第十六条）

第三節 情報の利用及び提供（第十七条―第二十二条）

第四節 権限及び事務の委任（第二十三条・第二十四条）

第五節 情報の保護等（第二十五条―第三十八条）

第六節 雑則（第三十九条―第四十三条）

第三章 院内がん登録等の推進（第四十四条・第四十五条）

第四章 がん登録等の情報の活用（第四十六条―第四十八条）

第五章 雑則（第四十九条―第五十一条）

第六章 罰則（第五十二条―第六十条）

附則

1.秘密保持と罰則

がん登録推進法では、病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らし、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。とされており、違反した場合の罰則が定められています。

第28条 第7項

(全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等の秘密保持義務)
第二十八条

7 病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

第29条 第7項

(全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等のその他の義務)
第二十九条

7 病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第55条

罰則
第五十五条 第二十八条第七項の規定に違反して届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2.各施設でご対応いただきたいこと

(ア) 届出情報の入力

- ・ 厚生労働省が安全性を確認した、がん登録オンラインシステム(GTOL)上への直接入力を除き、インターネット回線に接続していない状態で入力作業をする。

(イ) 届出情報の提出方法

- ・ がん登録オンラインシステム(GTOL)を用いて提出する。
- ・ 院内がん登録症例集計に参加する施設においては、がん登録共通届出システム(GTS)を用いて提出する。
- ・ 電子メール、FAX、普通郵便で届出対象情報を提出することを禁止する。

(ウ) がん登録情報を利用する場合

- ・ 病院は都道府県知事に対し、届出をしたがん登録情報の請求を行い、提供を受け利用することができます(がん登録推進法第20条)。 →利用申請
- ・ 提供を受けた利用者は、秘密保持の義務、適切な管理など遵守すべき事項があり、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときの罰則が定められていますので、データの取扱いには十分ご注意ください。

【がん登録推進法】

秘密保持や適切な管理等

⇒ がん登録推進法第三十条から三十四条、第三十六条から第三十八条

罰則

⇒ がん登録推進法第五十二条、第五十四条、第五十六から第五十八条



宮城県がん登録情報利用申出について

法律による利用申出について

がん登録等の推進に関する法律（以下「法律」という。）では、がん対策の企画・立案・実施のための調査研究、また、がん医療の質の向上などを目的として行われる調査研究について、がん登録に関する情報（以下「がん登録情報」という。）の利用を認めています。利用申出を行っていただき、その後、宮城県が設置した「宮城県がん登録情報利用等審議会」（以下「審議会」という。）の中の「宮城県がん登録情報利用等審査部会」（以下「審査部会」という。）での審査の結果、提供が承認された場合には、がん登録情報の提供を受けることができます。宮城県以外のがん登録情報の提供については、該当する都道府県までお問い合わせください。また、複数の都道府県のがん登録情報の提供については、国立がん研究センターまでお問い合わせください。

宮城県がん登録情報利用等審査部会

審査部会は、[PDF](#) [宮城県がん登録情報利用等審議会条例（PDF：115KB）](#)の第5条4項に基づき、5名以内で構成されています。

宮城県がん登録情報利用等審査部会開催状況

開催状況

3.宮城県がん登録室における安全管理措置

国が定める「全国がん登録個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」に従い、以下の対策を取っております。

(ア) 担当者情報の収集

- ・ 毎年度、各施設から「お問合せ番号」及び全国がん登録担当者情報を収集する。
- ・ 「お問合せ番号」は、当室から電話にて届出等に関する照会をする際に使用する。

(イ) 届出情報に関する照会

- ・ がん登録オンラインシステム(GTOL)を用いて照会を行う。
- ・ 電話による照会の際は、「お問合せ番号」で担当者本人であることを確認の上、照会を行う。
- ・ やむを得ず、個人情報を含む紙資料を移送する場合は、追跡機能付きの配送手段を利用し、返信の封筒等には「宮城県がん登録室宛て」、「親展」、「取扱注意」を明記するよう医療機関へ指示する。
- ・ 届出等に関する照会や回答に、電子メール、FAX、普通郵便を利用しない。

(ア) 担当者情報の収集

- ・ 毎年度、各施設から「お問合せ番号」及び全国がん登録担当者情報を収集する。
- ・ 「お問合せ番号」は、当室から電話にて届出等に関する照会をする際に使用する。

全がん様式3-1

令和 年度 全国がん登録に関するお問合せ窓口(登録・変更)届出書

宮城県がん登録室長 あて
下記事項について届出いたします。

提出日 令和 年 月 日

医療機関名 _____

届出者 部署 _____

職・氏名 _____

1. お問合せ番号

問合せ番号1				
問合せ番号2				

2. お問合せ先情報

確認事項	変更の有無		記入欄
	無	有	
1 部署			
2 役職・職名			
3 担当カナ氏名			
4 担当氏名			
5 電話番号			(内線)
6 電子メールアドレス			
7 メーリングリストの登録について	可	不可	

3. 施設情報

確認事項	変更の有無		記入欄
	無	有	
1 施設名			
2 施設住所			〒

--- 登録室処理欄。以下は記入しないでください。 ---

備考	病院コード	処理日	受付日
		マスク	
		メール	

数字4桁の番号2つ

(イ) 届出情報に関する照会

- ・ がん登録オンラインシステム(GTOL)を用いて照会を行う。
- ・ 電話による照会の際は、「お問合せ番号」で担当者本人であることを確認の上、照会を行う。
- ・ やむを得ず、個人情報を含む紙資料を移送する場合は、追跡機能付きの配送手段を利用し、返信の封筒等には「宮城県がん登録室宛て」、「親展」、「取扱注意」を明記するよう医療機関へ指示する。
- ・ 届出等に関する照会や回答に、電子メール、FAX、普通郵便を利用しない。

〒981-1239

宮城県名取市愛島塩手字野田山 47-1

宮城県立がんセンター 宮城県がん登録室 宛て

親展

取扱注意

個人情報を
移送する際は
必ず明記してください。

令和8年度の予定

■ 届出

- 対象: 令和7年(2025年)症例
- 開始時期: 令和8年4月
- 提出期限: がん診療連携拠点病院 令和8年8月末
上記以外の病院 令和8年9月末

■ 遡り調査

- 対象: 令和6年(2024年)年死亡
- 時期: 令和8年8月~10月頃
- 対象施設: 調査対象者のいる施設

詳細は、国立がん研究センターより連絡があり次第お知らせします。

届出マニュアル63~67ページ

届出漏れと考えられる死亡情報について、その情報の基となった診断書を作成した病院又診療所に対して調査を行う。

■ 講習会

- 対象: 全国がん登録業務に携わる方など
 - 開催時期: 令和9年1月~3月頃
- 詳細は、決まり次第お知らせします。

問合せ先

届出に関すること

宮城県がん登録室

個人情報情報はメールで送らないでください。

電話：022-796-3624 受付時間 平日 9時から17時
E-mail：registry@miyagi-pho.jp



オンラインシステムに関すること

国立がん研究センター

がん登録オンラインシステム専用問い合わせフォーム

<https://entry.gtol.ncc.go.jp/questions/create>